

令和2年度 第1回
仙台市学校給食運営審議会

《 資 料 》

■ 委員名簿	1
■ 学校給食関係職員一覧	2
■ 仙台市学校給食運営審議会条例	3
■ 仙台市学校給食運営審議会実施要領	4~5
■ ●議事関係資料 令和2年度の学校給食の現状について	6~12

仙台市学校給食運営審議会 委員名簿

(任期：令和2年11月12日まで)

	氏名	肩書	選出区分	備考
副会長	タンノ クミコ 丹野 久美子	宮城学院女子大学生生活科学部食品栄養学科准教授	学識経験者	
委員	イワイ ヒロミ 岩井 博美	特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット	学識経験者	
	イワサキ ナオコ 岩崎 奈緒子	仙台市学校薬剤師会理事		
	カワムラ カズヒサ 川村 和久	一般社団法人仙台市医師会理事		
	ササキ シン 佐々木 心	仙台市議会議員		
	ハナオカ コウジ 花岡 弘二	一般社団法人仙台歯科医師会常務理事		
	ゴトウ ケイコ 後藤 景子	仙台市立八木山小学校校長	小、中学校の校長	給食センター方式 (太白学校給食センター)
	タカハシ アヤコ 高橋 綾子	仙台市立大沢中学校校長		給食センター方式 (南吉成学校給食センター)
	オカザキ ヒロコ 岡崎 博子	仙台市小学校教育研究会 学校給食研究部会栄養教諭・学校栄養職員部会長	学校給食研究団体の代表	単独調理校方式
	サトウ シュウコ 佐藤 修子	仙台市中学校教育研究会 学校給食研究部会長		給食センター方式 (荒巻学校給食センター)
	メグロ サトル 目黒 悟	仙台市小学校教育研究会 学校給食研究部会長		単独調理校方式
	オノデラ ケイジ 小野寺 啓次	仙台市立遠見塚小学校父母教師会会長	児童及び生徒の保護者	給食センター方式 (高砂学校給食センター)
	キムラ ヒロミ 木村 ひろみ	仙台市立新田小学校父母教師会会長		単独調理校方式
	ハリウ マユミ 針生 真由美	仙台市立柳生中学校父母教師会会長		単独調理校方式
	ミナミノアイ 南 蘭 愛	仙台市立鶴が丘中学校父母教師会会長		給食センター方式 (野村学校給食センター)

(選出区分別、委員氏名五十音順、敬称略)

令和2年度 仙台市学校給食関係職員一覧

職 名	氏 名
教 育 長	サ 佐 サ タ キ 木 ヒ 洋 ^シ
副 教 育 長	カ ネ ヨ マ ^シ 金 子 雅
次 長	モ キ カ ア キ 本 木 一 昭
総 務 企 画 部 長	イ ム ラ キ ン ヤ ^シ 今 村 欣 也
健 康 教 育 課 長	ニ ザ フ オ 西 崎 文 雄
健康教育課 主 幹	ス ガ サ カ マ ヒ ロ 菅 澤 和 広
〃 主幹兼給食事業係長	サ ト ウ カ マ マ サ ^シ 佐 藤 一 正
〃 給食管理係長	ス キ ブ チ ア ツ シ 杉 渕 淳
〃 給食事業係主査	カ マ タ チ カ 鎌 田 千 佳
〃 給食事業係指導主事	サイ ト ミ ユ キ 齋 藤 ミ ユ キ
太白学校給食センター所長	ヨ ヤ ヒ シ 横 山 浩
荒巻学校給食センター所長	タ ナ カ ツ ミ 己 ^シ 竹 中 克 己
高砂学校給食センター所長	ナ ス ヨ シ カ ズ 和 那 須 義 和
野村学校給食センター所長	オ ノ デ ト ノ リ 小 野 寺 利 典
南吉成学校給食センター所長	チ ダ ア キ ラ 千 田 明

○仙台市学校給食運営審議会条例

昭和五一年三月三十一日
仙台市条例第三号

(設置)

第一条 教育委員会の諮問に応じ、市立義務教育諸学校における学校給食の業務の運営に関する重要な事項を調査審議させるため、仙台市学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(平一三、三・改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員十七人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 小、中学校の校長
- 三 学校給食研究団体の代表者
- 四 児童及び生徒の保護者
- 五 関係行政機関の代表者

(昭六二、九・改正)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平一三、三・旧第七条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭六二、九・改正)

この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

仙台市学校給食運営審議会実施要領

(平成7年3月27日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市学校給食運営審議会の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成3年仙台市条例第2号）第6条に規定する情報を取り扱うことが明らかな場合
- (2) 非公開とすべき旨の出席委員の発議に対して出席委員の3分の2以上の同意があった場合
- (3) 次回の会議の公開について、非公開としかどうかの決定を会長に一任することにつき、出席委員の3分の2以上の同意があり、かつ、会長が非公開とする決定をした場合

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとするものは、受付において住所、氏名等を備付けの用紙に記入しなければならない。

- 2 傍聴席の定員は原則として20名とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、会場等の都合により、これにより難しい場合は、会長がその都度、別に定員を定める。
- 3 傍聴人が傍聴席に入場するときは、係員の指示に従い、指定された席に着かなければならない。
- 4 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、入場することができない。
- 5 傍聴人は次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言をする等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
 - (2) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長がこれを認めた場合はこの限りではない。
 - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為は行わないこと
 - (6) その他、議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
 - (7) 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと
- 6 会長は、次の場合には傍聴人に対して、その行為を制止し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 傍聴人が前項の規定に反したとき
 - (2) 議場の秩序をみだすおそれがあるとき
 - (3) その他議事の運営上必要があると認めるとき
- 7 傍聴人には、非公開の部分を除いた議案及び会議資料を原則として配付する。
- 8 非公開の部分を除いた議案及び会議資料については、会議終了後、仙台市市政情報センター及び各区情報センター（以下、「センター」という。）において、市民等の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第4条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

- 2 会議録は、事務局において作成する。
- 3 会議録は、原則として要点筆記の方法による。

(会議録の記載事項)

第5条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 出席事務局職員の職氏名
- (5) 説明のために出席した者の職氏名
- (6) 議案
- (7) 議事の経過
- (8) その他会議において必要と認める事項

(会議録の署名)

第6条 会議録には、会長及び会長の指名した委員1名が署名しなければならない。

- 2 署名後の会議録については、その写し(非公開の部分は除く。)をセンターにおいて市民等の閲覧に供するものとする。

(議場の秩序維持)

第7条 会長は、議場の秩序維持に努めなければならない。

- 2 会長は、前項の秩序維持のため、必要な措置を執ることができる。

(その他)

第8条 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局総務企画部健康教育課において処理する。

附則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附則(平成11年8月31日改正)

この改正は、平成11年8月31日から実施する。

附則(平成13年3月16日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

令和2年度の学校給食の現状について

～学校給食費改定後の状況～

本資料の説明内容について

- 1 令和2年度の学校給食の概要
- 2 主食・牛乳・おかずの価格動向
- 3 学校給食費改定後の状況について
- 4 今後の対応について



1 令和2年度の学校給食の概要

① 学校給食費の改定

食材価格の上昇の影響による栄養量の低下を解消するため、仙台市学校給食運営審議会において「栄養量の改善」「食育の充実」「保護者負担への配慮」の3つの観点から審議された答申を反映した予算案が市議会において可決され、令和2年4月1日から学校給食費が改定。

校種	炊飯方式	改定前単価	改定後単価
小学校	委託炊飯	245円	290円
	自校炊飯 (宮城・秋保地区)	239円	
中学校	委託炊飯	290円	345円
	自校炊飯 (宮城・秋保地区)	285円	

② 緊急事態宣言等による一斉臨時休業の影響

学校の臨時休業について

- 3月2日からの全国一斉臨時休業に続き、緊急事態宣言等による感染拡大防止のための臨時休業延長により、仙台市立の学校は6月から授業開始。

発注済み食材について

- 予定していた献立に基づき、事前に発注していた食材の一部が臨時休業により使用できず。
- ↓
- 食材の有効活用及び納入業者の負担軽減のため、献立変更による6月以降の食材活用や国補助を活用した業者の損失補填等を実施。

費用負担について

- 負担が生じた費用等は本市負担とし、令和2年3月から5月までの給食費については、保護者に負担を求めないこととした。

③ 給食における新型コロナウイルス感染予防対策

国から示された新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインや衛生管理マニュアルを基に、学校再開に合わせ仙台市も独自に感染予防対策を実施。

6月1日（月） 小学校始業式
6月2日（火） 中学校始業式
6月3日（水） **学校給食開始** ▶
6月8日（月） 完全給食実施

各学校が、給食時における感染予防対策を試行する期間として、3日間パンと牛乳による「簡易給食」を提供。

★主な対策

- ①環境整備…個人ごとにランチョンマットを持参
- ②児童生徒の衛生管理…手洗いの徹底，マスクを着用して配膳・下膳
- ③配食時…食器等に触れる人数や回数を減らす工夫
- ④喫食時…机を向かい合わせにしない
- ⑤下膳時…下膳場所を分散し密集を避ける
- ⑥給食終了時…食べ残しやゴミの処理方法の工夫



給食時間の様子



昨年度までの様子



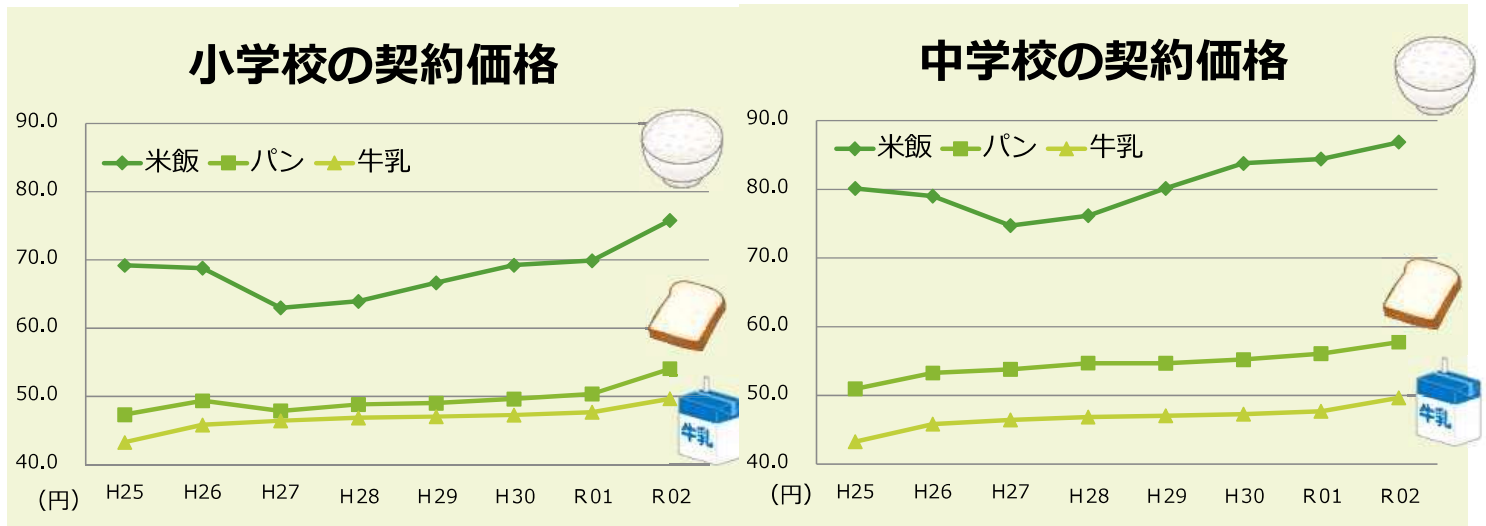
今年度の様子

新型コロナウイルス対策の一環として、机を向かい合わせにせず給食を食べる様子

2 主食・牛乳・おかずの価格動向

① 米飯・パン・牛乳の価格動向

前回給食費を改定した平成25年度以降，主食及び牛乳の価格は上昇基調が続いている。



※ 4月1日契約時の単価に消費税を含む。

※ 平成27年度より小学校（低学年・中学年）の主食を10グラム減としていたが，令和2年度より小学校（中学年）の主食については10グラム増としている。

② おかずに使用する食材の購入可能額

主食及び牛乳の価格は年度ごとに上昇傾向にあるが，学校給食費の改定により，おかずに使用する食材の購入可能額は昨年度と比較し，小学校は38円，中学校は50.9円増加。

小学校	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給食費	245円	245円	245円	245円	290円
主食価格	57.9円	59.6円	61.4円	62.1円	67.1円
牛乳価格	46.9円	47.0円	47.3円	47.7円	49.7円
おかず費	140.2円	138.4円	136.3円	135.2円	173.2円

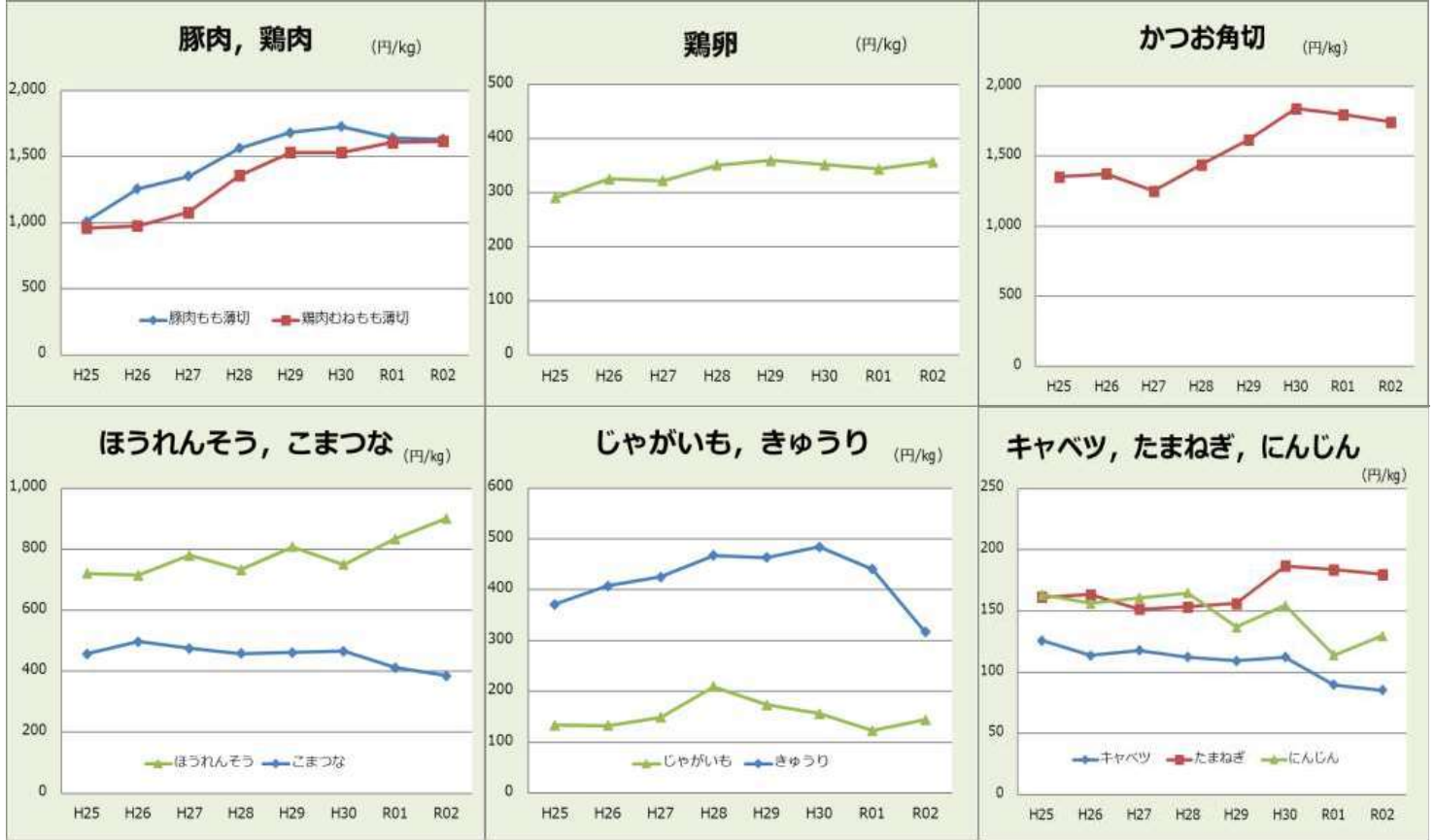
中学校	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給食費	290円	290円	290円	290円	345円
主食価格	67.6円	70.7円	72.4円	73.1円	75.2円
牛乳価格	46.9円	47.0円	47.3円	47.7円	49.7円
おかず費	175.5円	173.0円	170.3円	169.2円	220.1円

※ 主食価格はパン及び米飯の実施割合（パン2回/週，米飯3回/週）に応じて加重平均して得たもの。

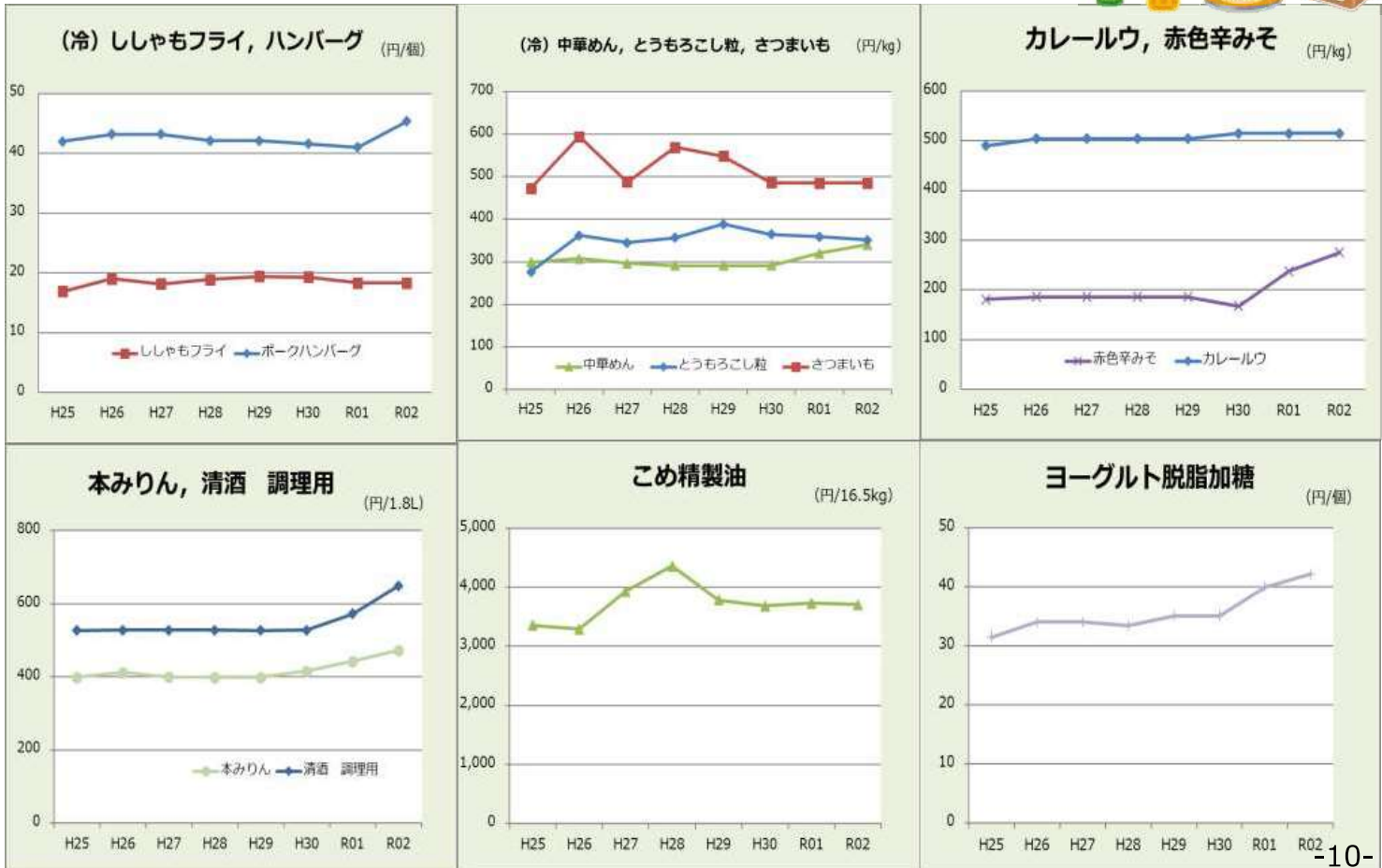


③ おかずに使用する食材の価格動向

(荒巻学校給食センター月別契約食材の年間平均契約価格) ※令和2年度は10月までの平均契約価格



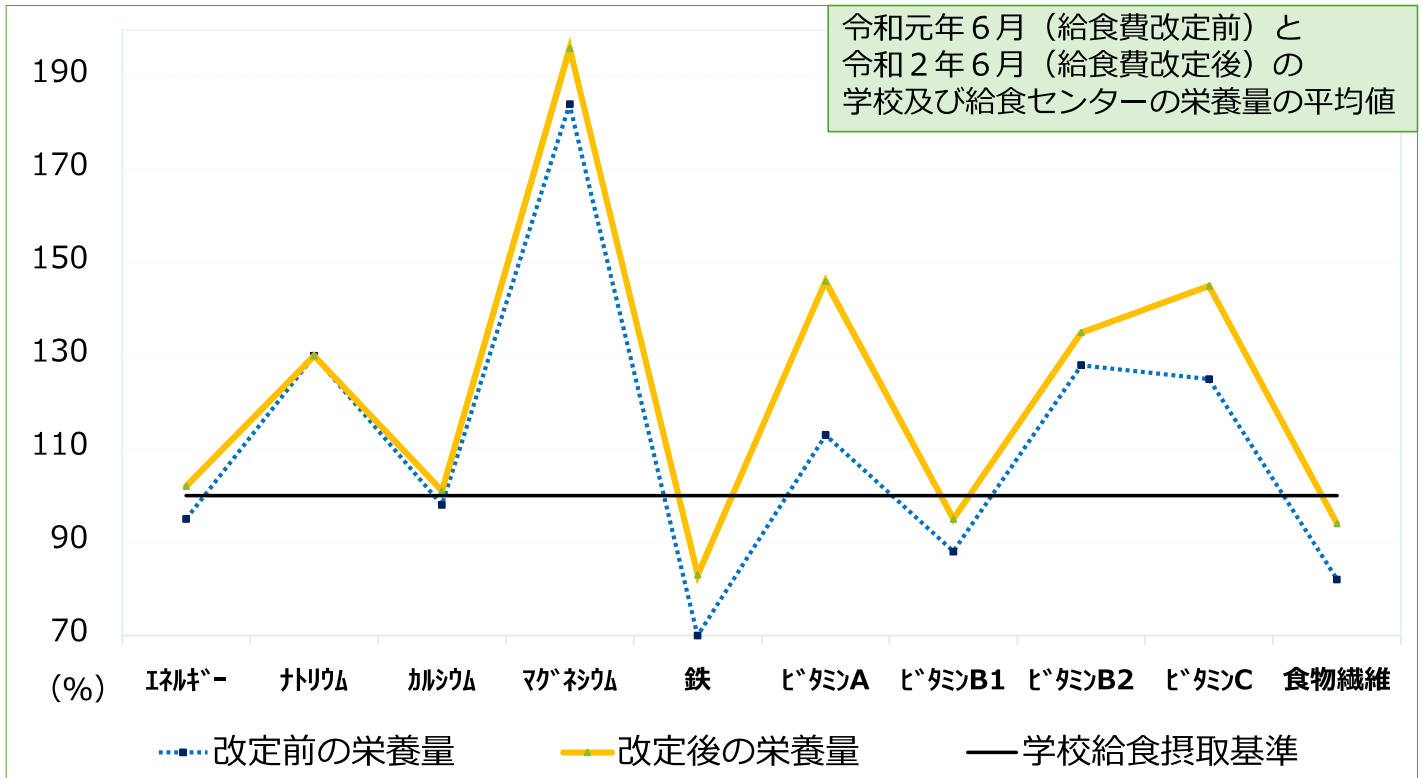
(年間又は半年契約食材の契約価格)



3 学校給食費改定後の状況について

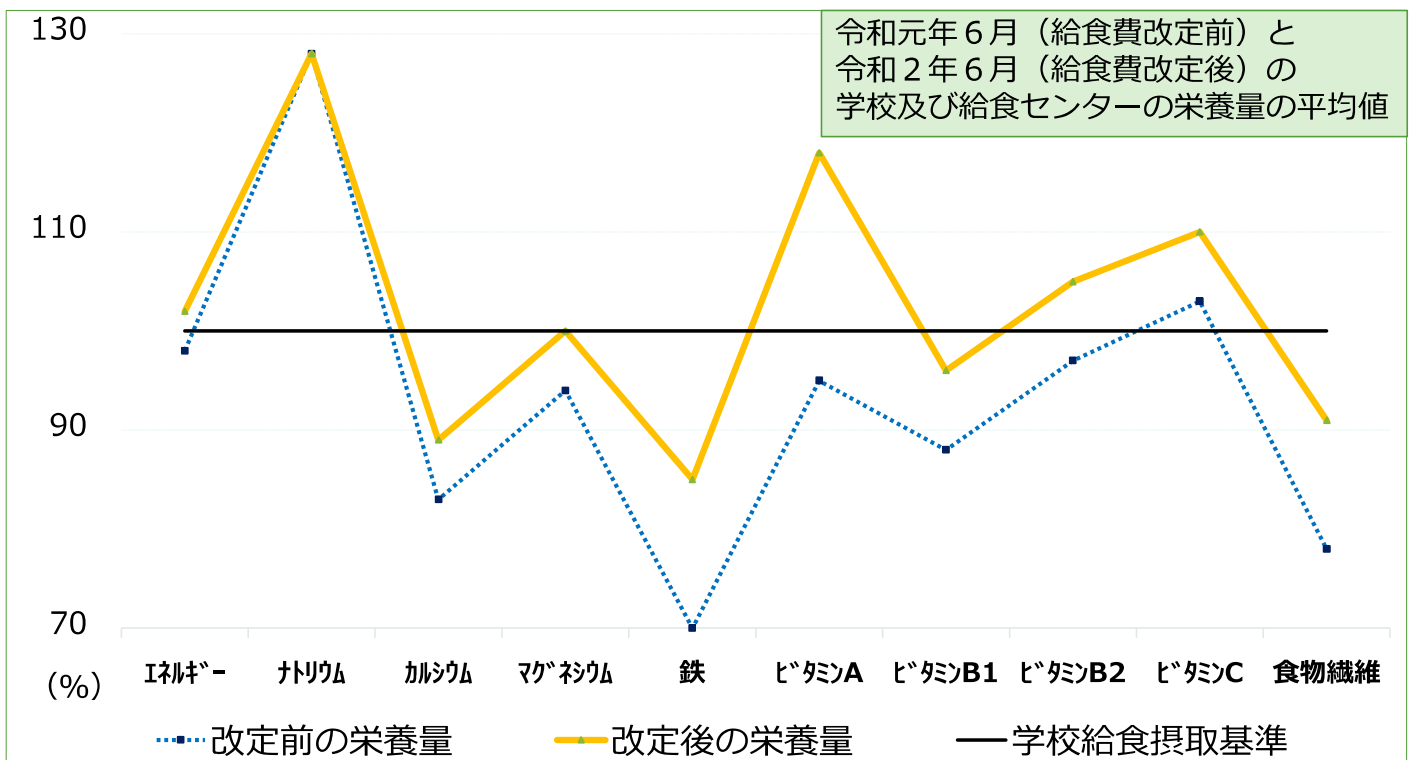
① 小学校の栄養量

※年2回（6・11月）実施の栄養管理報告より



② 中学校の栄養量

※年2回（6・11月）実施の栄養管理報告より



※学校給食摂取基準…文部科学省が策定する学校給食の望ましい栄養量で、1日の栄養量の1/3を給食で摂ることを基本とし、家庭で摂りづらい栄養素は4～5割に設定されている。

③ 現場の声（校長，栄養教諭等，児童生徒）

品数が増えた献立となり，給食を盛り付けられたトレーのにぎわいに食欲がそそられます。地場産物を活用する機会も増やせますので，食育の充実が期待できます。



学校給食費の改定により，魚の切り身が大きくなったことや，果物の使用量の増加，むぎごはん（※）の使用回数の増加，献立の品数の増加等，摂取する栄養量の改善につながっています。

（※）むぎごはん…大麦は，食物繊維やビタミン，ミネラル等を多く含み栄養価が高い食材。

デザートが出る給食の回数が増えたこと，カットされてある果物のサイズが大きくなったことが嬉しいです。



4 今後の対応について

① 摂取する栄養量の改善

臨時休業の影響により，6月に予定していた献立を大幅に変更せざるを得なかったため，栄養量は確実に改善されつつあるが，基準のある各栄養素の充足には至らなかった。今後はさらに栄養量の充足に向け，下記の取り組みを推進。

鉄分摂取改善の工夫として

牛肉や豚肉の使用頻度の増加

鶏肉と比較すると，より多くの鉄分を含む牛肉や豚肉は高価であるが，学校給食費の改定により使用頻度を増加させ，鉄分摂取の改善を図る。



栄養素全般の摂取改善の工夫として

栄養強化食品の使用

鉄分や食物繊維を多く含んだヨーグルトや肉団子等により，摂取しづらい栄養素の摂取改善を図る。



② 地場の食材の給食提供

栄養量の確保に加え、国の支援制度等により地場産品の食材を活用しながら、食育の推進等、学校給食のさらなる充実を促進。

NEW 今年度における新たな取り組み（その1） NEW

県産牛肉の提供（県産牛肉学校給食提供支援事業）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、著しい影響が生じている農産物等の生産・供給体制の維持を目的とした国の補助金を活用し、給食において県産牛肉を使用。

宮城県の要領においては「学校給食に提供する和牛肉は、原則として、宮城県産、去勢又は未經産のものとする。」と定められているが、本市では、可能な限り「**仙台牛又は仙台黒毛和牛**」で提供予定。



NEW 今年度における新たな取り組み（その2） NEW

環境保全米の提供

本市では、「みやぎ米飯学校給食支援方式」により、平成16年度より、仙台市内で採れたひとめぼれ1等米のみを使用した米飯を児童生徒に提供している。

今年度はさらに「みやぎの環境保全米県民会議」との連携により、「化学肥料」や「農薬」の使う量を通常の半分以下に減らした「**環境保全米**」を給食で提供予定。



コロナ禍においても、児童生徒が楽しくおいしく
給食を食べられるように献立内容や
環境づくりに工夫していく